

第19回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成17年2月15日(火)午後3時~3時33分
2. 場 所 昭和町農村環境改善センター
3. 出席した委員等
- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|--|
| 会 長 | 石 川 光 男 | | | |
| 第1号委員 | 千 田 鐵太郎 | 小 玉 久 男 | | |
| 第2号委員 | 後 藤 一 志 | 堀 井 克 見 | 千 田 正 英 | |
| | 赤 平 末次郎 | 小 林 友 明 | 大 澤 一 義 | |
| | 門 間 英 也 | 佐 藤 正 信 | 伊 藤 栄 悦 | |
| 第3号委員 | 佐々木 吉 男 | 三 浦 トシ子 | 鈴 木 久米雄 | |
| | 館 岡 哲 | 淡 路 徹 | 南 都 武 男 | |
| | 伊 藤 義 弘 | 小 玉 喜久子 | 鈴 木 政 亞 | |
| 第4号委員 | 三 浦 貞 一 | | | |
| 監 査 委 員 | 米 谷 一 成 | 鎌 田 勝 美 | 渡 邊 晋 二 | |
4. 欠席した委員 な し
5. 出席した幹事等
- | | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|--|
| 幹 事 長 | 佐々木 嘉 一 | | | |
| 副 幹 事 長 | 渡 邊 毅 | 間 杉 作 朗 | | |
| 幹 事 | 高 橋 利 雄 | 大 越 宏 | 鈴 木 司 | |
| | 門 間 鋼 悦 | 伊 藤 賢 志 | | |
| | 千 種 肇 | | | |
| 教 育 長 | 保 坂 廣治郎 | 小 林 洋 | 菊 地 紘 | |
| 専 門 部 会 長 | 鎌 田 洋 一 | 伊 藤 正 | 山 口 義 光 | |
| 事 務 局 | 幸 村 公 明 | 渡 辺 雅 人 | 菅 原 龍太郎 | |
| | 村 山 久 尚 | 他6名 | | |
6. 案 件
- 報 告
- ・報告第25号 地方税の取り扱いの具体的調整方法の一部修正について
 - ・報告第26号 商工、観光関係事業の取扱いの具体的調整について
 - ・報告第27号 建設関係事業の取扱いの具体的調整方法の一部修正について
 - ・報告第28号 潟上市市章デザインマニュアルについて
 - ・報告第29号 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の廃止について
 - ・報告第30号 平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会出納監査及び決算見込について
 - ・報告第31号 潟上市長職務執行者の選任について

【協議内容】

司 会（事務局長 幸村）

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。只今から、第19回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。

開会にあたりまして、会長であります石川天王町長から挨拶を申し上げます。

会 長（石川天王町長）

皆さん、今日は大変ご多忙中のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございました。また、傍聴者の皆さんも大変ご苦労様でございました。

さて、新市潟上市の誕生が目前となりました。歴史と伝統に培われた3町の歴史に幕を閉じ、36,000人が心をひとつにして新しいまちづくり、ふるさとづくりをスタートラインに立つ日が迫っていることに、感無量のものがあります。約2年近くにわたって、合併協議では多くの時間とエネルギーが注がれ、3町町民をはじめ、委員、議会の皆様、関係各位から様々な場面で心温まるご支援、ご協力を頂き、深く感謝申し上げます。おかげさまで、3町合併を選択した住民の意思を尊重した合併協議が結実しようとしていることを、会長として大変うれしく思っております。新市潟上市の特徴は、合併市としては面積的に非常にコンパクトで、これまで同様市民生活に密着した福祉サービスや各種の周知、コミュニティ推進の為に支援などが可能であります。また、3庁舎を機能的に活用する分庁方式を取り入れていますことから、各庁舎には総合窓口センターを配し、より住民サービスの充実に意を用いていくこととしております。なお、1月31日に人事異動の内示をしておりますことをご報告しておきます。新市潟上市においては、地域住民が安心して心豊かに暮らせるよう、コミュニティの充実した活力あるまちづくりを進めていくことが大命題となります。

本日は、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の廃止について、潟上市長職務執行者の選任について他、5件の報告を議題としております。合併協議会委員のみなさまをはじめ、関係各位のこれまでのご苦労とご支援に感謝を申し上げ、あいさつと致します。

司 会（事務局長 幸村）

ここで、出席委員数の報告をさせていただきます。本日は21名の委員の皆様の出席を賜っておりまして、規約第10条第1項の規定により本会議が成立したことをご報告致します。

また、委員の皆様にお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成するため録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

会 長（石川天王町長）

直ちに、会議録署名委員の指名を致します。本日の会議録署名委員は、会議運営規程に基づき、天王町の後藤一志委員と堀井克見委員を指名致しますので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは報告第25号、地方税の取扱いの具体的な調整方法の一部修正についてを議題と致します。

事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長補佐 菅原）

1ページをお願い致します。報告第25号、地方税の取扱いの具体的調整方法の一部修正につきましてご説明申し上げます。個人市民税の普通徴収納期に係る具体的調整方法を、次のように修正するものでございます。第4期の納期限を、12月25日より12月31日に修正するものであります。各税の納期を全て月末に修正しましたので、個人市民税の普通徴収につきましても納税者に有利になるように月末に修正するものであります。以上であります。

会 長（石川天王町長）

報告第25号については、只今説明したとおりであります。

それでは報告第26号、商工、観光関係事業の取扱いの具体的調整についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長補佐 菅原）

2ページをお願い致します。報告第26号、商工、観光関係事業の取扱いの具体的な調整につきましてご説明申し上げます。商工、観光関係事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。2、工場誘致に係る奨励措置については、昭和町の例による。ただし、優遇措置については新市において調整する。なお、合併時において奨励措置を受けているものについては、その現行の制度を適用する。この工場誘致に係る優遇措置については、雇用奨励金の交付（適用期間3年間）を、常時雇用者のうち、市内に住所を有する者1人につき年10万円を乗じて得た額を奨励金として交付する。奨励金の交付は、当該工場の操業の月から3年間とし、その総額は3年間で1工場500万円を限度とする。指定基準については、工場新設の場合、投下固定資本が5,000万円以上で、かつ新規常時雇用者が10人以上であるもの。工場増設の場合、投下固定資本が3,000万円以上で、かつ新規常時雇用者が5人以上であるものを対象とするものでございます。以上であります。

会 長（石川天王町長）

報告第26号については、只今説明したとおりであります。

次に報告第27号、建設関係事業の取扱いの具体的調整方法の一部修正についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長補佐 菅原）

3ページをお願い致します。報告第27号、建設関係事業の取扱いの具体的調整方法の一部修正についてご報告致します。道路占用料に係る具体的調整方法を、次のように修正するものであります。道路占用料が、町村の別表より市の別表が適用となりますので、占用物件の単価が約1.3倍に変更となります。この物件の占有者であります、東北電力、NTTは準公共団体であり、条例を即適用した場合県民生活に影響を及ぼす恐れがあることから、経過措置、緩和措置と致しまして前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額を講ずる必要がございます。当該、経過措置は国、県においても同様であります。従

いまして、平成17年度及び平成18年度は、前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額とする経過措置を講ずるものとしたものでございます。

4ページ、5ページをお願い致します。これが、新市における旧3町からの、継続物件にかかる道路占用料の調整占用料表でございます。平成17年度は現行の1.1倍、平成18年度は平成17年度の1.1倍、そして19年度に本来の占用料とする経過措置を講ずるものでございます。以上であります。

会 長（石川天王町長）

報告第27号については、只今説明したとおりであります。

次に報告第28号、潟上市市章デザインマニュアルについてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

報告第28号、潟上市市章デザインマニュアルについてご報告致します。前回の協議会の席上において、市章デザインが投票によって決定されております。その後、市章に関する委託先であります、社団法人日本グラフィックデザイナー協会と調整しながらマニュアルの作成を致しました。

お手元の別紙のカラーの綴り、市章デザインマニュアルをご覧ください。1ページであります。市章についてと市章割出図についてご説明致します。上の図であります。調整の結果、丸の部分をひと回り大きくし、丸と上の弧、月形であります。間隔を少し空けました。また、下の月形の先端を柔らかく修正しました。これは、あまりとがっていると印刷などで再現したときに欠ける恐れがあることや、とがっているよりも柔らかくした方が優しいイメージになるためであります。

下にあります図は割出図といひまして、印刷物等の発注の際にまちまちにならないように、左右、上下の寸法のルールを定めたものであります。

2ページに入ります。潟上の文字、ロゴといひますが、これと市章との組み合わせをいくつか表示しております。こちら、この組み合わせの比率を変えずに使用することになります。

続いて3ページをご覧ください。カラー指定であります。上の段の4色のカラー、左側からですが青はメインカラー、緑と赤とグレーをサブカラーとしております。メインカラーを青と致しました理由は、デザインの中で分量が多いことや、潟上の「潟」の水のイメージであります。この青は、デザインマニュアル上で「カタガミブルー」としております。お手元の資料はカラーコピーですので、原本と若干の相違がございまして、このカタガミブルーは、明るい藍色という表現がもっとも近いと思われまして。

次にカラーの再現方法であります。市章をカラーで用いる場合、単色カラーで用いる場合、白黒で用いる場合を表示しております。左側の市章をカラーで用いる場合であります。白地に3色で表現し、潟上市の文字はサブカラーのグレーを用います。文字を、黒でなくグレーとする理由は、柔らかさを出すためであります。次に単色のカラー、一色で用いる場合であります。メインカラーの青、カタガミブルーを使用します。右端の白黒で用いる場合ですが、利用する内容では白黒での使用場面も多いと予想されます。その場合は、濃淡をこのように30パーセントから100パーセントと指定して使用しま

す。B Lの60%、100%の表示は、ブラックの60%、100%の意味であります。

4ページには、市の旗として使用する場合のレイアウトが示されております。現在の3町の旗は、いずれも白抜きで町章の色を反転させたものでしたが、潟上市は市章がカラーになりましたので、色のもつ意味を生かした形で白地に3色での表現となります。

今後、このデザインマニュアルを参考として、市章を取り入れた物品を発注することにしております。以上で潟上市市章デザインマニュアルについての説明を終わります。

会 長（石川天王町長）

報告第28号については、只今説明したとおりであります。

次に報告第29号、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の廃止について議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

報告第29号、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の廃止についてご報告致します。協議会資料の7ページをお願い致します。下の枠の中ではありますが、平成17年3月22日から天王町、昭和町、飯田川町を廃し、その区域をもって潟上市を設置することとなったため、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会はその役割を終了することから、3町議会の議決を経て平成17年3月21日をもって廃止するものとする。この3町議会の議決については、3月定例会をお願いする予定であります。なお、会計処理については下記のとおり取り扱うものとする。下記の1番ではありますが、協議会予算の収支については、協議会規約第17条の規定に基づき廃止の日をもって打ち切り、会長であったものが決算を行うこととしていることから、会長であったものが協議会委員であった者に決算書を送付するものとする。2.廃止の日に属する協議会の財産及び事務については、すべて潟上市に引き継ぐものとするものであります。以上であります。

会 長（石川天王町長）

報告第29号については、只今説明したとおりであります。

次に報告第30号、平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会出納監査及び決算見込についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

資料の8ページをお願い致します。報告第30号、平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会出納監査及び決算見込についてご報告致します。下の枠の中ではありますが、1.天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約第17条により、平成16年度協議会予算は廃止の日をもって打ち切り決算となる。協議会の決算は3月22日に行うこととなるが、協議会は21日で廃止になることから合併協議会委員や監査委員がいない状況にある。そのため出納監査ができない状況にあるが、協議会予算の執行状況の透明性を確保するため、平成17年1月末現在の出納監査を行ったので出納監査報告書を付して報告する。

2.平成16年度協議会歳入歳出決算見込について、別紙のとおり報告するものであります。出納監査は、本日、昭和町役場で実施して頂きました。これは、平成17年1月末現在の会計状況を監査して頂きました。お手元の資料に基づき説明して参ります。

10ページであります。下の枠外に合計額がありますが、歳入合計額は15,641,094円、歳出合計額は10,380,541円、歳入歳出差引残額は5,260,553円であります。11ページの事項別明細書であります。歳入からご説明してまいります。1款負担金、1項負担金、1目負担金、1節負担金は、調定額、収入済額共に12,450,000円でありまして、これは3町からの負担金であります。2款県支出金、1項県補助金、1目県補助金、1節県補助金は、調定額、収入済額共に0円でありまして、これは県からの法定合併協議会支援事業費補助金でありまして、この後主要事業が終了し、事業が確定次第、県へ補助金交付の手続きを進めまして、3月の合併協議会終了までには入金される予定となっております。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は、調定額、収入済額共に3,176,936円でありまして、これは前年度からの繰越金であります。4款諸収入、1項諸収入、1目諸収入の1節預金利子は、調定額、収入済額共に22円あります。2節の雑入は調定額、収入済額共に14,136円あります。

12ページをお願い致します。歳出であります。1款運営費、1項会議費、1目会議費であります。支出済額は976,164円、残額304,836円あります。この支出済額の内訳としては、1節の報酬は684千円で協議会委員等の報酬であります。11節の需用費は、292,164円で会議の賄費であります。14節の使用料及び賃借料の支出済額はありませんでした。次に2項事務費、1目事務費は支出済額4,838,208円、残額は1,381,792円あります。この内訳としては、4節共済費、7節賃金は、臨時職員に係わる経費であります。後は、9節旅費、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料となっており、いずれも一般事務費であります。13ページであります。2款事業費、1項事業推進費、1目事業推進費であります。支出済額が4,566,169円、残額は7,260,831円でありまして、内訳であります。8節報償費202,600円は名称募集並びに市章募集に係わる記念品、賞金であります。9節の旅費は支出済額404,910円でありまして、その内訳は普通旅費68,160円、また特別旅費は336,750円でありまして、新市発足準備に伴う先進地視察等であります。11節需用費は3,958,659円で、新市建設計画・概要版や協議会だよりの印刷製本費が主なものであります。12節の役務費は支出済額となっておりませんが、広告料として流用致しまして、現計予算額を1,575,000円としております。これは新市誕生をPRするための新聞広告、4ページ物の秋田魁新聞の潟上市合併特集号の経費として流用致しております。発行日は、3月20日を予定しております。13節委託料についても、まだ事業完了していないため支出済額はありますが、3つの事業の業務委託でありまして、この項目毎の契約金額は確定しておりますのでご報告致します。例規策定支援業務委託は703,500円、ホームページ更新委託は252,000円、市章制定支援業務委託は514,500円あります。委託料の契約額の合計は1,470,000円となっております。次に、3款予備費、1項予備費、1目予備費であります。支出済額はありませんでした。以上のことから歳出の合計額は10,380,541円あります。

続いて、14ページの平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算見込であります。先程ご説明した出納監査資料と事業内容、項目は同じでありますので、事業内容と項目の説明を割愛させていただきます。歳入であります。出納監査時よりも特に増えた分についてご説明致します。2款1項1目の県補助金であります。県補助金が400万円程増える、実質入金になるということになります。そうすることで歳入合計見込額は、二重枠のところでございますが、19,644,394円となります。歳出であります。出納監査時より増えたもの、特に大きいところあります。2款の事業費、1項1目の事業推進費の中で、11節の需用費8,173,000円となっております。出納監査時1月31日より3,956,000円程増えておりました。この内容としては3月1日発行の新市ガイドブックの発行や、この後発行される協議会だより経費が主なものであります。それから13節の委託料であります。先程3つの委託料があるとご説明致しましたが、それぞれ事業完了を致しまして1,470,000円程支出されるということとなります。以上のことから、歳出の2重枠で囲まれております合計見込額は、17,382,788円となっております。一番下に記載しておりますが、歳入から歳出を差引いた残高見込額であります。19,644,394円から17,382,788円を差引き致しました残高見込は2,261,606円となります。資料にはございませんが、今後合併協議会が廃止されてから決算を行います。決算額である歳入歳出の差引残高は新市に雑入として入金されます。ただし、合併協議会が3月21日に廃止することから、合併協議会で発注したもので請求書の関係や会計経理の関係で、3月21日までに合併協議会で支払できなかったものについては潟上市に引継がれることから、潟上市の16年度暫定予算で支払うこととなります。その暫定予算で支払う内容としては、新聞広告料の1,575,000円をはじめ、雇用保険料、事務局3月分コピー料金、電話料等の事務費となっております。以上で説明を終わります。

会 長（石川天王町長）

続いて、平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会出納監査報告を、監査委員を代表致しまして天王町の米谷代表監査委員からお願い致します。

監査委員（米谷天王町代表監査委員）

只今ご指名頂きました、監査委員の米谷でございます。お手元に配布致しました、報告書に基づきましてご報告致しますのでよろしくお願い致します。監査は本日昭和町役場会議室において、私と監査委員であります鎌田昭和町代表監査委員と渡邊飯田川町代表監査委員の3名で行いました。それでは報告書を朗読致します。

平成16年度、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会出納監査報告書。平成16年度、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の平成17年1月31日までの出納について、予算差引簿その他の関係書類を審査した結果、計数は関係諸帳簿と符号し、かつ適正であることを認めます。平成17年2月15日。以上で報告を終わります。

会 長（石川天王町長）

はい、ありがとうございました。報告第30号については、只今説明したとおりであります。

次に、報告第31号潟上市長職務執行者の選任についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

報告第31号、潟上市長職務執行者の選任についてご報告するものであります。16ページをお願い致します。市町の廃置分合に伴う潟上市長職務執行者に関する協議書であります。平成17年3月22日から南秋田郡天王町、同郡昭和町、同郡飯田川町を廃し、その区域をもって潟上市を設置することに伴う潟上市長職務執行者について、地方自治法施行令第1条の2第1項の規定に基づき、関係町長で協議のうえ次のとおり定める。潟上市長職務執行者、小玉久男。平成17年1月31日、それぞれ3町長ということでございます。これについては、合併した場合の関係市町村の長は合併の日の前日をもって失職することになるため、自治法施行令により新市の長が選挙されるまでの間、関係市町村の長であった者の中から協議により新市の長の職務執行者を定めることになっておりまして、平成17年1月31日にその協議を行っております。

17ページには、市長職務執行者の主な職務を上げております。19項目ほど主な内容をあげております。具体的な職務執行者の職務期間としては、合併日の3月22日から市長選挙の執行が予定されている4月17日までの27日間となっております。下の方には、市長職務執行者の根拠法令を示しております。以上で説明を終わります。

会 長（石川天王町長）

報告第31号については、只今説明したとおりであります。

予定された次第は全て終了致しました。以上を持ちまして、本日の協議案件はすべて終了致しました。合併協議会の会議は今日で終了することとなりますが、潟上市誕生のためにこれまでの協議、大変ありがとうございました。長い間、誠にご苦勞様でした。今日で最後となりますので、今までご難儀を頂きました千田副会長、そして小玉副会長に、簡単ですがご挨拶をお願いしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

副会長（千田昭和町長）

最後にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。私、この度健康管理が悪くて長い闘病生活に入りまして、皆さんに大変ご心配をかけました。また、大変ご迷惑をおかけしたことを、心からお詫び申し上げたいと思います。今日で3町の協議会が終わる訳でありますけれども、第19回目の会議を持ちまして全ての協議が終了する訳であります。振り返ってみますと平成15年7月の協議会設置以来、協議事項その他において難しい問題もありましたが、委員各位におかれましてはまさに合併を成し遂げようとする力強い意志と理解によりまして協議会に参画され、また、協議にあたっては相互の信頼と互譲の精神に基づきまして進めて頂き、めでたく本日を迎えることができました。この間、委員各位に対しましては大変にご苦勞をおかけ致しましたことに対し、改めて感謝申し上げます。今後ともまた、よろしくお願いを申し上げたいと思います。また、協議会の結果に基づく合併関連議案の議決にあたりましては、3町の議会においては真摯な議論を重ねて頂き、総じて議案どおり可決を賜りまし

て、合併手続を一個ずつ進めて頂きましたことも、本日の日を迎えた大きな要素でありますので、この機会を借りまして衷心より感謝を申し上げる次第であります。3月22日の新市潟上市の誕生は、あと30日余りと迫りましたが、合併協議において議論、確認事項を基本として新たな地域づくり、まちづくりに向けて夢を持って取り組んでいくことを皆さんと共にご祈念申し上げたいと存じます。これまでの皆様のご労苦をたし、深甚なる感謝を申し上げて一言私の挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

会 長（石川天王町長）

それでは、小玉副会長さんからお願い致します。

副会長（小玉飯田川町長）

一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。任意協4回、法定協が19回。この間、色々な問題があった訳でございますけれども、互譲の精神をもって各々理解を深め、めでたく本日を迎えた訳でございます。いよいよ、本日は第19回目で解散の運びに入った訳でございます。この間、協議会の委員、それから各町の議会の議員、そして36,000人の3町の町民の皆様方のご理解によりまして到達した訳でございます。これも、互譲の精神という大義名分あったからこそ今まで頑張ってきた訳でございます。この大義名分も、この後は揺るぎないものとして潟上市の発足に繋げていきたい、このように思っているところでございます。本日はまた、市長職務執行者に選任されたことにつきまして、非常に責任の重さを感じております。新市長が選出するまでの間、責任をもって潟上市の発展に繋げていきたい、このように思っているところでございます。この間の皆様方からのご協力を心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども挨拶に代えたいと思います。大変どうも、ご苦労様でございました。

会 長（石川天王町長）

以上を持ちまして、本日の会議を閉じます。